

# 国立健康危機管理研究機構業務方法書（案）及び 国立健康危機管理研究機構制裁規程（案）について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

# 国立健康危機管理研究機構業務方法書について（案）

## 1. 業務方法書の趣旨・目的

○ 国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）において、機構（設立委員）は、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける（変更のときも同様）とされている。業務方法書では、役員の職務の執行が機構法・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）・他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を定めることとされ、具体的には厚生労働省令において、以下の内容を規定。

- ① 感染症その他の疾患に係る予防・医療に関する研究開発に関する事項
- ② 医療の提供に関する事項
- ③ 国際協力に関し、研究開発に関する事項
- ④ 人材の養成・資質の向上に関する事項
- ⑤ 病原体等の情報の収集・整理・分析・提供に関する事項
- ⑥ サーベイランス業務・レファレンス業務に関する事項
- ⑦ 地方衛生研究所等に対する研修、技術的支援等に関する事項
- ⑧ ワクチン等の検査等業務に関する事項
- ⑨ 成果の普及等に関する事項
- ⑩ 看護大学校の設置・運営に関する事項
- ⑪ 出資等に関する事項
- ⑫ 感染症法に基づく厚生労働大臣の委任事務に関する事項
- ⑬ 機構の設備等を機構外の関係者の研究等に利用させることに関する事項
- ⑭ 業務の委託、契約等に関する事項

## 2. 業務方法書の章立てと規定する主な内容（案）

法令の規定を踏まえ、機構の業務を①組織ガバナンスに関する事項、②業務運営に関する事項、に大別し、それぞれにつき、必要な方針、計画、規程等を整備すべき項目を定めることとしたい。

	項目（案）
組織ガバナンスに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制関係</li> <li>役職員の倫理指針・行動指針</li> <li>理事会に関すること、業務執行に係る意思決定プロセス、役職員間の情報伝達の仕組み等の体制</li> </ul>
機構の業務運営に関する事項	（機構に特有の内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の厚生労働大臣の命令に基づく対応</li> <li>中期計画・年度計画の策定・評価、予算の適正な配分に関するルールの策定</li> <li>研究開発業務における不正防止</li> <li>ワクチン等の国家検定業務（実施体制等）</li> <li>試験検査等の手数料等</li> <li>高度封じ込め施設の運営</li> </ul>
	（一般的な内容） <ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託</li> <li>契約</li> <li>情報システムの整備・利用、情報セキュリティ・個人情報保護</li> <li>運営に当たってのリスク評価・対応（リスク管理委員会の設置等）</li> <li>監事監査、内部監査</li> <li>内部通報・外部通報（窓口の設置等）</li> <li>入札・契約（契約監視委員会の設置等）</li> <li>人事管理方針</li> <li>出資等</li> </ul>

# 国立健康危機管理研究機構制裁規程について（案）

## 1. 基本的な考え方

（制裁規程の趣旨・目的）

- 国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）において、機構（設立委員）は、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受ける（変更のときも同様）とされている。制裁規程では、機構の役職員が法令等に違反し又は機構の役職員にふさわしくない行為を行った場合に制裁を課す旨を定めることとされている。
- 機構法で、制裁規程に関する規定を定めた趣旨は、以下のとおり。
  - ① 機構は、感染症まん延時等において、厚生労働大臣の委託を受けて感染症法上の事務を行う役割を担っており、適正な業務運営を行うことが強く求められる。
  - ② 機構は独立行政法人に比べ国の関与が強い特殊法人であり、厚生労働大臣による報告徴収・立入検査の拒否等については罰則（過料）が定められている。制裁規程は、こうした罰則の対象とならない法違反等行為を対象とし、適正な業務運営を担保するもの。

（労働基準法との関係）

- 他方、労働基準法においては、使用者は制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項について、過半数代表者の意見を聴いた上で就業規則を作成し、労基署に届け出なければならないとされている。
- これを踏まえ、制裁規程に係る制度が類似している他法人（年金積立金管理運用独立行政法人）の例も参照し、制裁規程の内容としては
  - ・ 制裁の目的等、役職員に共通の事項を定めつつ、
  - ・ 役員に対する制裁の内容・手続は、制裁規程で明確に規定し、
  - ・ 職員に対する制裁の内容・手続は、労使間の手続を経て作成される就業規則に詳細を委ねることとしたい。

(制裁規程の章立てと適用関係)

章	規定内容	役員	職員
第1章 総則	目的規定	○	○
第2章 制裁等	①制裁等の事由 ②制裁の種類及び程度 ③制裁権者	○	<u>就業規則に 定めるところ による旨 規定</u>
第3章 制裁の事由に 該当する役員の行為が 発生した場合の手續	役員に係る非違行為の調査等について	○	—
第4章 制裁審査委員会	制裁に係る審査を行う委員会について	○	—
第5章 公表	制裁処分の公表基準等について	○	—
第6章 雑則	・改正は理事会が決定する旨 ・制裁等及び委員会に関し必要な事項は理事長が定める旨	○	○

本資料  
P 6・7

P 8

◆国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）

(制裁規程)

第二十二條 機構は、業務開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、機構の役員及び職員が、この法律若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

附 則

(設立委員等)

第三條 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十二條第一項、第二十六條第一項その他厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。

## 2. 制裁等の種類について

【役員】制裁等の種類		
制裁	解任	任期を待たずに解任する。この場合、情状を勘案し、退職手当の全部又は一部を支給することがある。
	減俸	1年以下の期間、報酬の月額5分の1以下に相当する額を減ずる。
	戒告	責任を確認し、厳重に将来を戒める。
監督上の措置	訓告	責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため指導する。
	注意	文書をもって注意を促す。

【職員】制裁の種類		
懲戒処分	懲戒解雇	職員に対する制裁及び矯正措置の細則については、就業規則に定めるところによる。
	諭旨退職	
	停職	
	減給	
	戒告	
矯正措置	訓告	
	厳重注意	

### 3. 制裁等事由

(※) 職員に対する制裁及び矯正措置の細則については、就業規則に定めるところによるが、役員との比較のため参考として掲載。

役員	職員 (※)	制裁事由
○	○	1 機構法、感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分
○	○	2 機構が定める業務方法書その他の規則に違反した場合
—	○	3 職員就業規則又は非常勤職員就業規則に違反した場合
○	○	4 役職員の倫理に関する規程に違反した場合
○	○	5 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
○	○	6 機構の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
—	○	7 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退をし、又は休暇の虚偽申請をした場合
○ (後段)	○	8 職場を離脱して職務を怠り、又は職場の秩序を乱した場合
○	○	9 ハラスメントをした場合
○	○	10 重大な経歴を偽り、採用 (登用) された場合
○	○	11 虚偽の報告を行った場合
○	○	12 業務の正常な運営を妨げ、又は業務の正常な運営を妨げるよう唆し若しくはあおった場合
○	○	13 職務上の秘密を漏らした場合
○	○	14 文書の不適正な取扱いをした場合
○	○	15 機構が管理する土地及び建物において政治的目的を有する文書を配布した場合
○	○	16 機構の所有物を私用に供した場合
○	○	17 故意又は過失により機構に損害を与えた場合
○	○	18 報酬/給与を不正に支給し、又は不正に受給した場合
○	○	19 放火、殺人、傷害、暴行等非行を行った場合
○	○	20 交通事故を起こし、又は交通法規に違反した場合
○	○	21 部下の指導監督に適正を欠き、及び部下の非違行為を隠ぺいし、又は黙認した場合
○	○	22 その他前各号に準じる非違行為を行った場合

#### 4. 役員への制裁等の手続きについて

【理事長による】 制裁等事由に該当する疑いがあると認める非違行為の発生

(理事長の場合)

監事による調査【第8条第1項】

制裁等事由に該当する疑いなし

(終了)

制裁等事由に該当する疑いと思料

制裁審査委員会に審査付託【第8条第3項】

必要に応じ理事会による制裁等の決定【第4条第1項】

※ 理事長の解任の場合は、監事に報告・厚労大臣に解任を求める【第4条第2項・第3項】

#### <公表について>

役員に対する**戒告、減俸又は解任**の制裁処分は、速やかに公表することとする  
(軽微な事案は一定期間ごとに一括して公表可能とする)

【理事長以外の役員による】 制裁等事由に該当する疑いがあると認める非違行為の発生

(理事長以外の役員の場合)

理事長による調査【第7条第1項】  
(加えて、監事による調査も可能【第8条第2項】)

制裁等事由に該当する疑いなし

(終了)

制裁等事由に該当する疑いと思料

制裁審査委員会に審査付託【第7条第2項】 (【第8条第3項】)

必要に応じ理事長による制裁等の決定【第5条第1項】

※ 副理事長・理事の解任の場合は、厚労大臣の認可を受ける  
監事の解任の場合は、厚労大臣に解任を求める【第5条第2項・第3項】

（案）

令和7年3月●日

厚生労働大臣  
福岡資麿 殿

国立健康危機管理研究機構設立委員会委員長

国立健康危機管理研究機構業務方法書及び  
国立健康危機管理研究機構制裁規程の作成について

国立健康危機管理研究機構業務方法書及び国立健康危機管理研究機構制裁規程について作成したので、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）附則第3条第2項の規定に基づき、申請します。

## 国立健康危機管理研究機構業務方法書

### 目次

第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)

第 2 章 業務の方法に関する事項

第 1 節 組織ガバナンスに関する事項 (第 5 条—第 9 条)

第 2 節 機構の業務運営に関する事項 (第 10 条—第 30 条)

附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この業務方法書は、国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 464 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正を確保することを目的とする。

#### (業務の執行)

第 2 条 機構の業務は、法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

#### (業務運営の基本方針)

第 3 条 機構は、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に努めるものとする。

#### (機構の行う業務)

第 4 条 機構は、法第 23 条第 1 項の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関し、研究開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。
- 五 感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。
- 六 感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。

- 七 地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 26 条第 2 項に規定する地方衛生研究所等の職員に対する前 2 号に掲げる業務に係る研修、技術的支援その他の必要な支援を行うこと。
  - 八 感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと。
  - 九 使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。
  - 十 食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。
  - 十一 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
  - 十二 機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 3 条の 2 に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
  - 十三 機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
  - 十四 感染症法第 65 条の 4 に規定する事務及び感染症法第 65 条の 5 に規定する権限に係る事務を行うこと。
  - 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の医療関係者の診療又は研究若しくは技術の開発のために利用させることができる。

## 第 2 章 業務の方法に関する事項

### 第 1 節 組織ガバナンスに関する事項

#### （内部統制に関する基本方針）

第 5 条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、感染症法その他関係法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

#### （内部統制の推進に関する事項）

第 6 条 機構は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定

- 三 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- 四 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 五 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 六 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 七 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 八 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 九 研修会の実施
- 十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十一 反社会的勢力への対応方針等

(役職員の倫理等に関する事項)

第7条 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会に関する事項)

第8条 機構は、理事会に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 理事会の運営等
- 二 理事会への付議事項
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(情報・伝達に係る体制に関する事項)

第9条 機構は、情報・伝達に係る体制に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスがチェックされる仕組み
- 二 理事会の決定、機構のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- 三 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理及び内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

## 第2節 機構の業務運営に関する事項

(緊急時の厚生労働大臣の命令等)

第10条 機構は、法第40条の規定に基づき厚生労働大臣から業務に関し必要な措置をとるべきことが命ぜられたとき又は法第41条の規定に基づき厚生労働大臣から命令をされたときは、これに従うこととする。

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第11条 機構は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び

評価に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の中期計画等の策定及び評価に関する業務手順の作成
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
  - イ 業務手順に沿った運営の確保
  - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
  - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(予算の適正な配分に関する事項)

第 12 条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を機構内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(研究開発業務に関する事項)

第 13 条 機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
  - イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
  - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - イ 厳格なルールを要する研究（治験など）におけるリスク要因の認識と明確化
  - ロ 研究費の適正経理
  - ハ 経費執行の内部けん制
  - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
  - ホ 研究内容の漏えい防止（知財保護）
  - ヘ 研究開発資金の管理状況把握
  - ト 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保

(ワクチン等の国家検定業務に関する事項)

第 14 条 機構は、医薬品医療機器等法第 43 条の検定を行う機関として実施する生物学的製剤又は抗菌性物質製剤である医薬品の検定について、次に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- 一 検定の実施体制に関する事項

## 二 検定の依頼に関する事項

### (試験検査等に関する事項)

第 15 条 機構は、前条に定めるもののほか、依頼を受けて行う試験検査及び申請を受けて行う製品の交付について、次に掲げる事項を定めた規程等を整備するものとする。

- 一 試験検査の依頼及び手数料に関する事項
- 二 製品の交付申請及び手数料に関する事項

### (高度封じ込め施設の運営に関する事項)

第 16 条 機構は、特定一種病原体等の保管、使用又は滅菌等をする施設（以下「高度封じ込め施設」という。）の運営に関する規程等を整備するものとする。

- 2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 高度封じ込め施設の使用及び安全管理等の方法
  - 二 高度封じ込め施設における安全監視の体制
  - 三 高度封じ込め施設における事故時の対応

### (業務の委託)

第 17 条 機構は、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。

- 2 機構は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。
- 3 機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

### (調達契約に関する基本的事項)

第 18 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

- 2 機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

### (契約の特例)

第 19 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束を実施するため、センターの締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

### (会計規程への委任)

第 20 条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、法第 43 条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 49 条の規定による規程で定める。

(情報システムに関する事項)

第 21 条 機構は、情報システムの整備、利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

一 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスがチェックされる仕組み
- ロ 理事会の決定、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- ハ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

二 情報と情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
  - (1) 機構が保有するデータの所在情報の明示
  - (2) データへのアクセス権の設定
  - (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
  - (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関する A P I（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第 22 条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定める。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

二 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」等の順守

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第 23 条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の Web 等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第 24 条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 リスク管理委員会の設置
- 二 業務部門ごとの業務フローの明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（研究内容など、専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - イ 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - ロ 事故・災害時の対策本部等の設置、構成員の決定
  - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第 25 条 機構は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 監事に関する事項
  - イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与
  - ロ 理事長と必要ときに意思疎通を確保する体制
  - ハ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
  - ニ 組織規程等における権限の明確化
  - ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施
- 二 監事監査に関する事項
  - イ 監事監査規程に基づく監査への協力
  - ロ 補助者への協力
  - ハ 監査結果に対する改善状況の報告
  - ニ 監査報告の厚生労働大臣及び理事長への報告
- 三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項
  - イ 監事の理事会等重要な会議への出席
  - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

- ハ 機構及び機構の子法人の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- へ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第 26 条 機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第 27 条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第 28 条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 談合情報がある場合の緊急対応
- 三 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 四 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- 五 子法人との契約に関する規程
- 六 子法人と第三者との契約等情報の把握

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第 29 条 機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

2 前項の規程等には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握
- 四 子法人との人事交流の在り方

(出資並びに人的及び技術的援助)

第 30 条 機構は、研究開発の成果の活用を促進する事業であって国立健康危機管理

研究機構法施行令（令和 6 年政令第 266 号）第 2 条各号に掲げる事業を実施する者のうち適当であると認められる者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うものとする。

- 2 機構は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるときは、その全部又は一部を処分することができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

この業務方法書は、法附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日に法第 26 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認可を受けたものとみなし、同日から適用する。

国立健康危機管理研究機構制裁規程

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 制裁等 (第 2 条—第 6 条)
- 第 3 章 制裁等の事由に該当する役員の行為が発生した場合の手續 (第 7 条—第 9 条)
- 第 4 章 制裁審査委員会 (第 10 条—第 17 条)
- 第 5 章 役員に対する制裁の公表 (第 18 条)
- 第 6 章 雑則 (第 19 条・第 20 条)
- 附 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立健康危機管理研究機構法(令和 5 年法律第 46 号。以下「法」という。)第 22 条の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)の役員及び職員に対する制裁に関する手續等の必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 制裁等

(役員の制裁等の事由)

第 2 条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該役員を解任し、減俸し、戒告し、訓告し又は注意する。ただし、情状により、制裁等(次条第 1 項の制裁及び同条第 2 項の監督上の措置をいう。以下同じ。)を減輕し又は免除することがある。

- 一 法若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)、これらの法律に基づく命令又はこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分に違反した場合
- 二 機構が定める業務方法書その他の規則に違反した場合
- 三 役員の倫理に関する規程に違反した場合
- 四 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 五 機構の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- 六 職場の秩序を乱した場合
- 七 ハラスメントをした場合
- 八 重大な経歴を偽り、登用された場合
- 九 虚偽の報告を行った場合
- 十 業務の正常な運営を妨げ、又は業務の正常な運営を妨げるよう唆し若しくはあおった場合
- 十一 職務上の秘密を漏らした場合

- 十二 文書の不適正な取扱いをした場合
- 十三 機構が管理する土地及び建物において政治的目的を有する文書を配布した場合
- 十四 機構の所有物を私用に供した場合
- 十五 故意又は過失により機構に損害を与えた場合
- 十六 報酬を不正に支給し、又は不正に受給した場合
- 十七 放火、殺人、傷害、暴行等非行を行った場合
- 十八 交通事故を起こし、又は交通法規に違反した場合
- 十九 部下役職員の指導監督に適正を欠き、及び部下役職員の非違行為を隠ぺいし、又は黙認した場合
- 二十 その他前各号に準じる非違行為を行った場合

(役員への制裁等の種類及び程度)

第3条 役員への制裁は、次の各号に掲げる制裁の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- 一 解任 任期を待たずに解任する。この場合、情状を勘案し、退職手当の全部又は一部を支給することがある。
  - 二 減俸 1年以下の期間、報酬の月額額の5分の1以下に相当する額を減ずる。
  - 三 戒告 文書をもって責任を確認し、嚴重に将来を戒める。
- 2 前項の制裁の必要のない役員についても、必要に応じて、次の各号に掲げるところにより監督上の措置を行うことができる。
- 一 訓告 文書をもって責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため指導する。
  - 二 注意 文書をもって注意を促す。

(理事長に対する制裁等)

第4条 理事長に対する制裁等は、制裁審査委員会（第10条の制裁審査委員会をいう。以下同じ。）からの報告を踏まえ、理事会（理事長及び当該制裁等に関係する役員を除く。第9条において同じ。）の決定により行うものとする。

- 2 理事会は、前項の場合において理事長を解任することが適当と決定したときは、監事に対し、速やかに報告するものとする。
- 3 監事は、前項の報告を受けたときは、当該報告を記載した書面を添付の上、厚生労働大臣に対し、理事長の解任を求めるものとする。

(役員に対する制裁等)

第5条 理事長は、制裁審査委員会からの報告を踏まえ、役員（理事長を除く。次項において同じ。）に対する制裁等の決定を行う。

- 2 理事長は前項の場合において、理事長の任命に係る役員を解任することが適当と認めるときは、制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣の認可を受けな

ればならない。

- 3 理事長は前項の場合において、監事を解任することが適当と認めるときは、制裁審査委員会の報告を添付の上、厚生労働大臣に対し、監事の解任を求めるものとする。
- 4 制裁の効力は、制裁を受けるべき者に対し、当該制裁の内容を記載した制裁通知書を交付したと認められるときに発生する。

(職員に対する制裁等)

第6条 機構の職員が、法若しくは感染症法、これらの法律に基づく命令若しくはこれらの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは機構が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は機構の職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該職員に対し、懲戒解雇、諭旨退職、停職、減給又は戒告の処分その他の処分を行うものとする。

- 2 職員に対する制裁及び矯正措置の細則については、就業規則に定めるところによる。

### 第3章 制裁等の事由に該当する役員の行為が発生した場合の手續

(非違行為の調査)

第7条 理事長は、副理事長、理事及び監事の行為について制裁等の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかに調査を開始し、その事実の存否、内容、関係者等について調査しなければならない。

- 2 理事長は、当該調査により、副理事長、理事及び監事に制裁等の事由に該当する行為があると判断したときは、制裁審査委員会に審査を付託する。

(理事長等の非違行為の調査)

第8条 監事は、理事長の行為について制裁の事由に該当する疑いがあると認めるときは、速やかにその事実の存否、内容、関係者等について調査を開始しなければならない。

- 2 監事は、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する疑いがあると認められるときは、前項の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項の調査により、理事長、副理事長、理事及び監事に制裁の事由に該当する行為があると判断したときは、制裁審査委員会に審査を付託する。

(制裁決定までの措置)

第9条 理事会は、審査の対象となる役員について、担当する業務を執行させることが適当でないとき認めるときは、必要な期間当該役員に業務を執行させないことを決定し、当該役員はこれに従わなければならない。

### 第4章 制裁審査委員会

(制裁審査委員会)

第 10 条 役員に対する制裁等に係る審査を行うため、制裁審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第 11 条 委員会は、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 3 項の規定に基づき付託された事案について、審査を行う。

- 2 委員会は、前項の規定により審査を行う場合には、あらかじめ、審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、必要に応じて自ら調査を行う。

(委員会の組織)

第 12 条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、副理事長をもって充て、委員会を総括する。ただし、副理事長に事故があるとき又は副理事長が審査の対象者であるときは、審議の対象者以外の委員の中から理事長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、●●、●●、●●、●●をもって充てる。ただし、これらの委員のいずれかが当該事案に関する者であるときは、理事長は、当該委員に代わって理事長が指名した者をもって充てることとする。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の会議)

第 13 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員（次条の規定により、委員会の会議に出席することができない委員を除く。）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の出席の停止)

第 14 条 委員は、自己が審議の事案に関するときは、委員として委員会の会議に出席することができない。

(委員会の庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、●●が行う。

(委員会への委員以外の者の参加)

第 16 条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(理事長又は理事会への報告)

第 17 条 委員長は、審査が終了したときは、次項に規定する場合を除き審査の結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

2 委員長は第 8 条第 3 項の規定により審査の付託を受けた行為のうち、理事長に関するものに係る審査が終了したときは、審査の結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

## 第 5 章 役員に対する制裁の公表

(制裁の公表)

第 18 条 機構は、役員に対する制裁処分について、速やかにこれを公表するものとする。ただし、軽微な事案については一定期間ごとに一括して公表することができる。

2 機構は、前項の場合において、制裁の事由に該当する行為の概要、制裁の種類及び程度、制裁年月日、所属、役名等の制裁を受けた者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを原則とする。

3 機構は、制裁の事由に該当する行為による被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合においては、前 2 項の規定にかかわらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

## 第 6 章 雑則

(改正)

第 19 条 この規程の改正については、理事会が決定する。

(実施に関する事項)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、制裁等及び委員会に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。